

令和 8 （2026） 年度

第 1 回

柏崎市国民健康保険運営協議会

資 料

国 保 医 療 課
健 康 推 進 課

令和 8 （2026） 年 8 月 1 9 日（水）

令和8（2026）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第1号）（案）及び令和8（2026）年度国民健康保険
事業特別会計（直営診療施設勘定）補正予算（第1号）（案）説明資料

【 歳 出 】

1 款 総務費

総務費 2,596 千円の増額は、国保医療課と税務課職員の人事異動等に伴い職員人件費を再計算した結果、増額措置するもの、及び新潟県の最低賃金が増額改定されたことに伴う、国保医療課の非常勤職員の報酬を増額措置するものです。

4 款 保健事業費

保健事業費 216 千円の増額は、新潟県の最低賃金が増額改定されたことに伴う、健康推進課の非常勤職員の報酬等を増額措置するものです。

6 款 諸支出金

① 償還金及び還付加算金 4,105 千円の増額は前年度に交付された国庫補助金及び県交付金の超過交付分を、返納するために増額措置するものです。内訳は次のとおりです。

- ・ 保険者努力支援交付金（事業費分） 255 千円
- ・ 特定健康診査・保険指導負担金 3,850 千円

② 直診勘定繰出金 1,633 千円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費を再計算した結果、診療所職員の人件費が減額となる一方で、新潟県の最低賃金が増額改定されたことに伴う、診療所非常勤職員の職員手当が増額となりましたが、これらを合計すると減額となったことから、減額措置するものです。

【 歳 入 】

6 款 繰入金

繰入金 1,164 千円の増額は、歳出 1 款で説明した国保医療課と税務課職員の職員人件費及び国保医療課非常勤職員の報酬並びに歳出 4 款保健事業費の健康推進課の非常勤報酬等が増額となる一方、歳出 6 款諸支出金で説明した直営診療施設勘定の補正が減額となり、これらを合計すると増額となったことから、これらの財源である一般会計からの繰入金を増額措置するものです。

7 款 繰越金

4,105 千円の増額は、歳出 6 款諸支出金で説明した国庫補助金及び県交付金の返納金を繰越金から支出するため増額措置するものです。

8 款 諸収入

雑入 15 千円の増額は、今年度国保医療課に再任用職員が配置されたことに伴う、雇用保険料の本人負担分です。

令和8（2026）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第1号）（案）

歳入		(単位:千円)		
科 目		補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 国民健康保険税				
	医療給付費分	622,068		622,068
	後期高齢者支援金分	300,216		300,216
	介護納付金分	88,142		88,142
	子ども・子育て支援金分	29,188		
	(計)	1,039,614	0	1,039,614
2款 使用料及び手数料		1	0	1
3款 国庫支出金				
	災害臨時特例補助金	1		1
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1		1
	(計)	2	0	2
4款 県支出金				
	保険給付費等交付金(普通交付金)	5,813,163		5,813,163
	保険給付費等交付金(特別交付金)	213,249		213,249
	・保険者努力支援分	40,340		40,340
	・特別調整交付金分	107,451		107,451
	・県繰入金	38,391		38,391
	・特定健康診査等負担金	27,067		27,067
	財政安定化基金交付金	1		1
	(計)	6,026,413	0	6,026,413
5款 財産収入		9,524	0	9,524
6款 繰入金				
	一般会計(1～7の計)	753,046	1,164	754,210
	1保険基盤安定	299,335		299,335
	2職員給与費等	148,335	2,797	151,132
	3出産育児一時金等	0		0
	4財政安定化支援	104,511		104,511
	5その他	199,233	▲ 1,633	197,600
	・事業勘定分	0		0
	・直診勘定分	199,233	▲ 1,633	197,600
	6未就学児均等割保険税繰入金	1,159		1,159
	7産前産後保険税繰入金	473		473
	財政調整基金繰入金	88,987		88,987
	(計)	842,033	1,164	843,197
7款 繰越金		1	4,105	4,106
8款 諸収入				
	延滞金加算金等	30,002		30,002
	雑入	4,014	15	4,029
	(計)	34,016	15	34,031
合 計		7,951,604	5,284	7,956,888

歳出		(単位:千円)		
科 目		補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 総務費		149,081	2,596	151,677
2款 保険給付費				
	療養給付費	4,944,874		4,944,874
	療養費	20,568		20,568
	審査支払手数料	19,525		19,525
	高額療養費	827,649		827,649
	高額介護合算療養費	517		517
	移送費	30		30
	出産育児一時金	12,000	0	12,000
	出産育児一時金支払手数料	6		6
	葬祭費	7,050		7,050
	傷病手当金	0		0
	(計)	5,832,219	0	5,832,219
3款 国民健康保険事業費納付金				
	医療給付費分	1,032,253		1,032,253
	後期高齢者支援金等分	415,597		415,597
	介護納付金分	115,178		115,178
	子ども・子育て支援金分	40,206		40,206
	(計)	1,603,234	0	1,603,234
4款 保健事業費		114,864	216	115,080
5款 基金積立金		9,524	0	9,524
6款 諸支出金				
	償還金及び還付加算金	9,001	4,105	13,106
	直診勘定繰出金	223,681	▲ 1,633	222,048
	(計)	232,682	2,472	235,154
7款 予備費		10,000	0	10,000
合 計		7,951,604	5,284	7,956,888

(単位:千円)		
国民健康保険財政調整基金		
	基金残額(R8 .7.31現在)	1,735,886
	基金繰入金(歳入6款)	0
	基金積立金	0
	基金残額	1,735,886

令和 8（2026）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

補 正 予 算 （第 1 号）（案）

歳 入

（単位：千円）

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 診療収入			
外来 国保診療報酬収入	14,850		14,850
外来 社保診療報酬収入	5,400		5,400
外来 後期高齢診療報酬収入	60,000		60,000
外来 その他の診療報酬収入	710		710
外来 一部負担金	13,851		13,851
外来 介護報酬収入	1		1
その他診療報酬収入(諸検査)	2,956		2,956
(計)	97,768	0	97,768
2款 使用料及び手数料			
施設使用料	3		3
文書料	131		131
手数料	4		4
(計)	138	0	138
3款 寄附金	4		4
4款 繰入金	223,681	△ 1,633	222,048
5款 繰越金	4		4
6款 諸収入	5,578		5,578
合 計	327,173	△ 1,633	325,540

歳 出

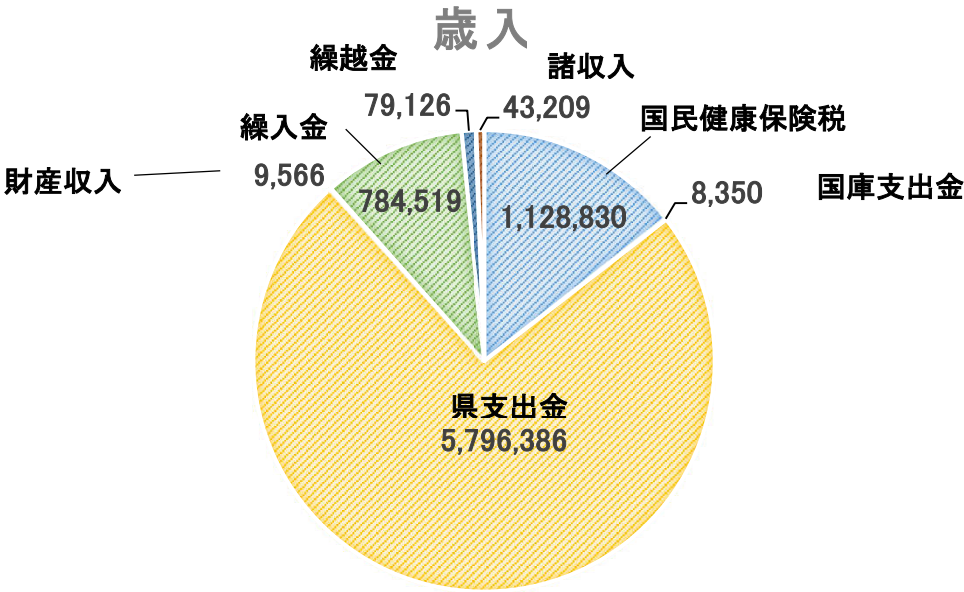
（単位：千円）

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 総務費			
一般管理費	270,032	△ 1,633	268,399
連合会負担金	88		88
研究研修費	692		692
(計)	270,812	△ 1,633	269,179
2款 医業費			
医療用器材器具費	4,949		4,949
医療用消耗器材費	4,518		4,518
医薬品衛生材料費	45,894		45,894
(計)	55,361	0	55,361
3款 予備費	1,000		1,000
合 計	327,173	△ 1,633	325,540

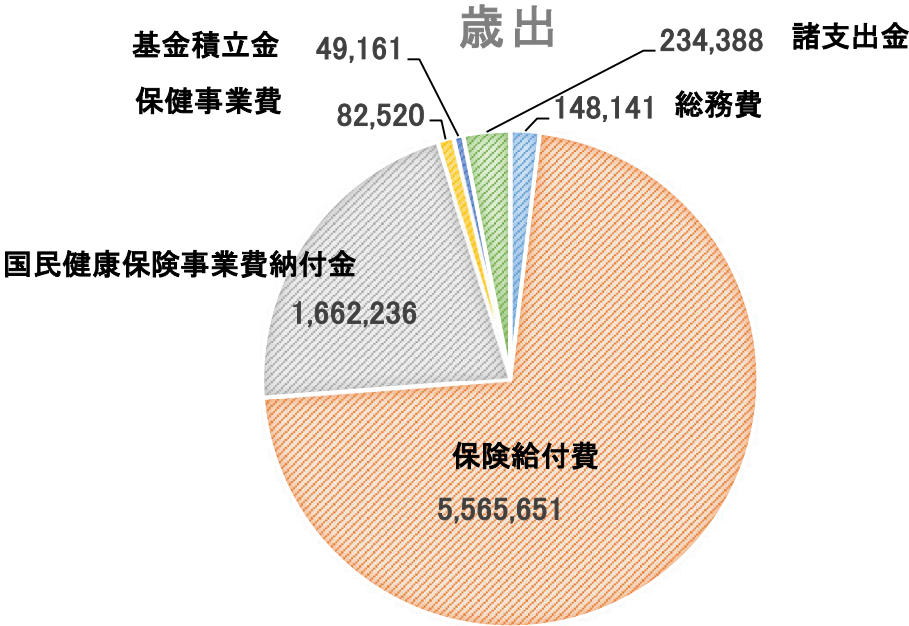
令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算

議題(2)

歳入		(千円)			
科 目	予算現額	令和7年度決算額	予算比較	令和6年度決算額	前年決算額比較
1 款 国民健康保険税	1,114,517	1,128,830	14,313	1,139,179	△ 10,349
2 款 使用料・手数料	1	0	△ 1	0	0
3 款 国庫支出金	7,702	8,350	648	6,726	1,624
4 款 県支出金	6,371,334	5,796,386	△ 574,948	5,995,652	△ 199,266
5 款 財産収入	9,567	9,566	△ 1	2,550	7,016
6 款 繰入金	822,447	784,519	△ 37,928	797,083	△ 12,564
7 款 繰越金	79,126	79,126	0	142,371	△ 63,245
8 款 諸収入	32,499	43,209	10,710	43,932	△ 723
合 計	8,437,193	7,849,986	△ 587,207	8,127,493	△ 277,507



歳出		(千円)			
科 目	予算現額	令和7年度決算額	予算比較	令和6年度決算額	前年決算額比較
1 款 総務費	158,914	148,141	△ 10,773	137,617	10,524
2 款 保険給付費	6,194,379	5,565,651	△ 628,728	5,734,118	△ 168,467
3 款 国民健康保険事業費納付金	1,662,238	1,662,236	△ 2	1,732,131	△ 69,895
4 款 保健事業費	102,589	82,520	△ 20,069	85,911	△ 3,391
5 款 基金積立金	49,162	49,161	△ 1	116,596	△ 67,435
6 款 諸支出金	259,911	234,388	△ 25,523	241,994	△ 7,606
7 款 予備費	10,000	0	△ 10,000	0	0
合 計	8,437,193	7,742,097	△ 695,096	8,048,367	△ 306,270



令和7年度（2025年度）国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算

歳入							歳入
科 目	予算現額(円)	決算額(円)	差引増減額(円)	構成比%	予算対比%	前年度比%	6年度決算額
1 款 国民健康保険税							
医療給付費分	712,785,000	723,441,054	10,656,054	9.2%	101.5%	99.2%	729,271,808
後期高齢者支援金分	308,394,000	313,834,033	5,440,033	4.0%	101.8%	99.6%	315,128,731
介護納付金分	93,338,000	91,555,206	△ 1,782,794	1.2%	98.1%	96.6%	94,778,330
(計)	1,114,517,000	1,128,830,293	14,313,293	14.4%	101.3%	99.1%	1,139,178,869
2 款 使用料・手数料	1,000	0	△ 1,000	0.0%	0.0%		0
3 款 国庫支出金							
災害臨時特例補助金	1,000	613,000	612,000	0.0%	61300.0%	69.2%	886,000
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,000	37,000	36,000	0.0%	3700.0%	0.6%	5,840,000
子ども・子育て支援事業費補助金	7,700,000	7,700,000	0	0.1%	100.0%		0
(計)	7,702,000	8,350,000	648,000	0.1%	108.4%	124.1%	6,726,000
4 款 県支出金							
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,174,357,000	5,578,088,961	△ 596,268,039	71.1%	90.3%	97.1%	5,745,419,820
保険給付費等交付金(特別交付金)	196,976,000	218,297,441	21,321,441	2.8%	110.8%	87.2%	250,232,196
・保険者努力支援分	37,627,000	37,828,000	201,000	0.5%	100.5%	78.9%	47,965,000
・特別調整交付金分	106,479,000	129,050,000	22,571,000	1.6%	121.2%	88.2%	146,387,000
・県繰入金	23,139,000	23,551,441	412,441	0.3%	101.8%	89.3%	26,378,196
・特定健康診査等負担金	29,731,000	27,868,000	△ 1,863,000	0.4%	93.7%	94.5%	29,502,000
財政安定化基金交付金	1,000	0	△ 1,000	0.0%	0.0%		0
(計)	6,371,334,000	5,796,386,402	△ 574,947,598	73.8%	91.0%	96.7%	5,995,652,016
5 款 財産収入	9,567,000	9,566,093	△ 907	0.1%	100.0%	375.2%	2,549,901
6 款 繰入金							
一般会計（1～8の計）	822,447,000	784,518,433	△ 37,928,567	10.0%	95.4%	98.4%	797,083,097
1保険基盤安定	362,122,000	362,121,390	△ 610	4.6%	100.0%	94.6%	382,894,136
2職員給与費等	150,128,000	139,531,803	△ 10,596,197	1.8%	92.9%	108.5%	128,550,759
3出産育児金等	8,333,000	6,447,440	△ 1,885,560	0.1%	77.4%	149.1%	4,325,333
4財政安定化支援	109,217,000	104,511,000	△ 4,706,000	1.3%	95.7%	95.7%	109,217,000
5その他							
(1)事業勘定分	0	0	0	－	－	－	0
(2)直診勘定分	190,910,000	170,170,000	△ 20,740,000	2.2%	89.1%	99.7%	170,760,000
6社会保障・税番号制度システム整備費	0	0	0	0.0%			0
7未就学児均等割保険税繰入金	941,000	940,314	△ 686	0.0%	99.9%	89.3%	1,052,655
8産前産後保険税繰入金	796,000	796,486	486	0.0%	100.1%	－	283,214
基金繰入金	0	0	0	0.0%			0
(繰入金・計)	822,447,000	784,518,433	△ 37,928,567	10.0%	95.4%	98.4%	797,083,097
7 款 繰越金	79,126,000	79,126,254	254	1.0%	100.0%	55.6%	142,371,669
8 款 諸収入							
延滞金加算金等	29,985,000	28,663,598	△ 1,321,402	0.4%	95.6%	73.5%	39,010,983
雑入	2,514,000	14,545,257	12,031,257	0.2%	578.6%	295.6%	4,920,997
(計)	32,499,000	43,208,855	10,709,855	0.6%	133.0%	98.4%	43,931,980
合 計	8,437,193,000	7,849,986,330	△ 587,206,670	100.0%	93.0%	96.6%	8,127,493,532

歳 出							歳出
科 目	予算現額(円)	決算額(円)	差引増減額(円)	構成比%	予算対比%	前年度比%	6年度決算額
1 款 総務費	158,914,000	148,141,298	△ 10,772,702	1.9%	93.2%	107.6%	137,616,870
2 款 保険給付費							
療養給付費	5,268,293,968	4,694,121,835	△ 574,172,133	60.6%	89.1%	97.1%	4,834,501,216
療養費	23,012,000	16,505,674	△ 6,506,326	0.2%	71.7%	87.0%	18,973,263
高額療養費	861,692,000	820,332,937	△ 41,359,063	10.6%	95.2%	96.6%	849,336,042
高額介護合算	525,782	525,782	0	0.0%	100.0%	129.8%	404,988
移送費	30,250	30,250	0	0.0%	100.0%	-	0
(小計)	6,153,554,000	5,531,516,478	△ 622,037,522	71.4%	89.9%	97.0%	5,703,215,509
出産育児一時金	12,506,000	9,674,730	△ 2,831,270	0.1%	77.4%	149.0%	6,490,940
葬祭費	7,500,000	6,400,000	△ 1,100,000	0.1%	85.3%	101.6%	6,300,000
傷病手当金	16,000	0	△ 16,000	0.0%	0.0%		0
(計)	6,173,576,000	5,547,591,208	△ 625,984,792	71.7%	89.9%	97.1%	5,716,006,449
審査支払手数料	20,803,000	18,059,871	△ 2,743,129	0.2%	86.8%	99.7%	18,111,720
(保険給付費・計)	6,194,379,000	5,565,651,079	△ 628,727,921	71.9%	89.9%	97.1%	5,734,118,169
3 款 国民健康保険事業費納付金							
・医療給付費分	1,108,227,000	1,108,226,081	△ 919	14.3%	100.0%	96.1%	1,152,985,466
・後期高齢者支援金分	428,999,000	428,998,959	△ 41	5.5%	100.0%	96.9%	442,680,735
・介護納付金分	125,012,000	125,011,120	△ 880	1.6%	100.0%	91.6%	136,464,866
(計)	1,662,238,000	1,662,236,160	△ 1,840	21.5%	100.0%	96.0%	1,732,131,067
4 款 保健事業費	102,589,000	82,519,855	△ 20,069,145	1.1%	80.4%	96.1%	85,910,985
5 款 基金積立金	49,162,000	49,161,093	△ 907	0.6%	100.0%	42.2%	116,595,901
6 款 諸支出金							
償還金及び還付加算金	44,083,000	38,296,533	△ 5,786,467	0.5%	86.9%	87.8%	43,642,286
直診勘定繰出金	215,828,000	196,091,000	△ 19,737,000	2.5%	90.9%	98.9%	198,352,000
延滞金	0	0	0	0.0%			0
(計)	259,911,000	234,387,533	△ 25,523,467	3.0%	90.2%	96.9%	241,994,286
7 款 予備費	10,000,000	0	△ 10,000,000	0.0%	0.0%	0.0%	0
合 計	8,437,193,000	7,742,097,018	△ 695,095,982	100.0%	91.8%	96.2%	8,048,367,278

令和7年度末繰越金（歳入合計－歳出合計）	107,889,312	令和6年度末繰越金（歳入合計－歳出合計）	79,126,254
----------------------	-------------	----------------------	------------

令和6年度末給付準備基金残高	(R7.5.31現在)	1,686,724,502
	(基金繰入金)	0
	(基金積立金)	49,161,093
令和7年度末給付準備基金残高	(R8.5.31現在)	1,735,885,595

世帯数・被保険者数(平均)	世帯数	被保険者数(人)
令和6年度－①	10,079	14,446
令和7年度－②	9,655	13,668
②－①	△ 424	△ 778

令和7年度(2025年度)国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)決算見込み【4診療所合計】

議題(3)

歳入

単位: 円

科目	予算現額 (円) A	決算額 (円) B	差引増減額 (円) B-A	構成比 (%)	予算対比 (%)	前年度比 (%)	R6年度決算額 (円)
1款 診療収入							
1項 外来収入	115,300,000	79,573,195	△ 35,726,805		69.0%	89.9%	88,497,143
2項 その他の診療収入	3,256,000	3,778,957	522,957		116.1%	120.4%	3,138,261
(計)	118,556,000	83,352,152	△ 35,203,848	29.3%	70.3%	91.0%	91,635,404
2款 使用料及び手数料							
1項 使用料	3,000	3,000	0		100.0%	100.0%	3,000
2項 手数料	155,000	77,100	△ 77,900		49.7%	106.2%	72,600
(計)	158,000	80,100	△ 77,900	0.0%	50.7%	106.0%	75,600
3款 寄付金	4,000	0	△ 4,000	0.0%	0.0%	－	0
4款 繰入金	215,828,000	196,091,000	△ 19,737,000	68.9%	90.9%	98.9%	198,352,000
5款 繰越金	4,000	1,475	△ 2,525	0.0%	36.9%	60.8%	2,425
6款 諸収入	5,778,000	4,909,072	△ 868,928	1.7%	85.0%	74.2%	6,617,727
歳入合計	340,328,000	284,433,799	△ 55,894,201	100.0%	83.6%	95.9%	296,683,156

歳出

単位: 円

科目	予算現額 (円) A	決算額 (円) B	差引増減額 (円) B-A	構成比 (%)	予算対比 (%)	前年度比 (%)	R6年度決算額 (円)
1款 総務費							
1項 施設管理費	275,165,000	242,090,180	△ 33,074,820		88.0%	97.3%	248,884,367
1目 一般管理費	275,071,000	242,002,680	△ 33,068,320		88.0%	97.3%	248,796,325
1細目 職員人件費	96,468,000	89,146,742	△ 7,321,258		92.4%	98.2%	90,742,373
2細目 運営費	178,603,000	152,855,938	△ 25,747,062		85.6%	96.7%	158,053,952
2目 連合会負担金	94,000	87,500	△ 6,500		93.1%	99.4%	88,042
2項 研究研修費	745,000	312,585	△ 432,415		42.0%	80.3%	389,237
1目 研究研修費	745,000	312,585	△ 432,415		42.0%	80.3%	389,237
(計)	275,910,000	242,402,765	△ 33,507,235	85.2%	87.9%	97.2%	249,273,604
2款 医業費							
1項 医業費	63,418,000	42,029,004	△ 21,388,996		66.3%	88.7%	47,408,077
1目 医療用器材器具費	5,140,000	3,017,866	△ 2,122,134		58.7%	68.1%	4,432,604
2目 医療用消耗器材費	5,544,000	3,701,115	△ 1,842,885		66.8%	93.4%	3,962,758
3目 医薬品衛生材料費	52,734,000	35,310,023	△ 17,423,977		67.0%	90.5%	39,012,715
(計)	63,418,000	42,029,004	△ 21,388,996	14.8%	66.3%	88.7%	47,408,077
3款 予備費							
1項 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000		0.0%	－	0
1目 予備費	1,000,000	0	△ 1,000,000		0.0%	－	0
(計)	1,000,000	0	△ 1,000,000	0.0%	0.0%	－	0
歳出合計	340,328,000	284,431,769	△ 55,896,231	100.0%	83.6%	95.9%	296,681,681

翌年度繰越金
2,030

翌年度繰越金
1,475

令和7(2025)年度 国保特別会計(直営診療施設勘定) 歳入歳出決算 (案) 診療所別対比

歳 入

(単位:円)

科 目	R 7年度 決算額	R 6年度 決算額	増減	対比	(内訳)野田診療所				(内訳)北条診療所				(内訳)高柳診療所				(内訳)高柳歯科診療所			
					R7年度	R6年度	増減	対比	R7年度	R6年度	増減	対比	R7年度	R6年度	増減	対比	R7年度	R6年度	増減	対比
1款 診療収入	83,352,152	91,635,404	-8,283,252	91.0%	21,871,812	22,177,519	-305,707	98.6%	18,069,510	21,750,023	-3,680,513	83.1%	32,710,083	34,540,289	-1,830,206	94.7%	10,700,747	13,167,573	-2,466,826	81.3%
外来収入	79,573,195	88,497,143	-8,923,948	89.9%	20,553,548	20,971,678	-418,130	98.0%	17,244,450	20,882,053	-3,637,603	82.6%	31,299,450	33,648,439	-2,348,989	93.0%	10,475,747	12,994,973	-2,519,226	80.6%
国保診療報酬収入	11,116,188	12,390,364	-1,274,176	89.7%	2,382,928	2,425,389	-42,461	98.2%	2,760,944	3,425,801	-664,857	80.6%	4,097,635	4,649,571	-551,936	88.1%	1,874,681	1,889,603	-14,922	99.2%
社保診療報酬収入	4,636,635	5,154,473	-517,838	90.0%	979,605	1,043,340	-63,735	93.9%	721,330	864,397	-143,067	83.4%	1,761,646	1,822,234	-60,588	96.7%	1,174,054	1,424,502	-250,448	82.4%
後期高齢診療報酬収入	51,653,893	57,441,815	-5,787,922	89.9%	14,218,025	14,480,509	-262,484	98.2%	11,200,433	13,478,768	-2,278,335	83.1%	20,692,545	22,008,006	-1,315,461	94.0%	5,542,890	7,474,532	-1,931,642	74.2%
その他の診療報酬収入	444,697	603,876	-159,179	73.6%	145,102	119,237	25,865	121.7%	38,081	83,705	-45,624	45.5%	208,504	342,808	-134,304	60.8%	53,010	58,126	-5,116	91.2%
一部負担金	11,720,906	12,906,615	-1,185,709	90.8%	2,827,888	2,903,203	-75,315	97.4%	2,522,786	3,029,382	-506,596	83.3%	4,539,120	4,825,820	-286,700	94.1%	1,831,112	2,148,210	-317,098	85.2%
介護報酬収入	876	0	876	---	0	0	0	---	876	0	876	---	0	0	0	---	0	0	0	---
その他の診療収入	3,778,957	3,138,261	640,696	120.4%	1,318,264	1,205,841	112,423	109.3%	825,060	867,970	-42,910	95.1%	1,410,633	891,850	518,783	158.2%	225,000	172,600	52,400	130.4%
2款 使用料及び手数料	80,100	75,600	4,500	106.0%	37,900	33,000	4,900	114.8%	16,400	22,900	-6,500	71.6%	25,800	19,700	6,100	131.0%	0	0	0	---
使用料	3,000	3,000	0	100.0%	0	0	0	---	3,000	3,000	0	100.0%	0	0	0	---	0	0	0	---
施設使用料	3,000	3,000	0	100.0%	0	0	0	---	3,000	3,000	0	100.0%	0	0	0	---	0	0	0	---
文書料	77,100	72,300	4,800	106.6%	37,900	33,000	4,900	114.8%	13,400	19,600	-6,200	68.4%	25,800	19,700	6,100	131.0%	0	0	0	---
手数料	0	300	-300	0.0%	0	0	0	---	0	300	-300	0.0%	0	0	0	---	0	0	0	---
3款 寄附金	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---
4款 繰入金	196,091,000	198,352,000	-2,261,000	98.9%	60,542,000	60,024,000	518,000	100.9%	45,242,000	48,692,000	-3,450,000	92.9%	64,833,000	62,668,000	2,165,000	103.5%	25,474,000	26,968,000	-1,494,000	94.5%
5款 繰越金	1,475	2,425	-950	60.8%	108	564	-456	19.1%	704	886	-182	79.5%	133	62	71	214.5%	530	913	-383	58.1%
6款 諸収入	4,909,072	6,617,727	-1,708,655	74.2%	1,703,248	2,221,376	-518,128	76.7%	1,267,819	2,036,227	-768,408	62.3%	1,699,246	2,106,659	-407,413	80.7%	238,759	253,465	-14,706	94.2%
歳 入 合 計	284,433,799	296,683,156	-12,249,357	95.9%	84,155,068	84,456,459	-301,391	99.6%	64,596,433	72,502,036	-7,905,603	89.1%	99,268,262	99,334,710	-66,448	99.9%	36,414,036	40,389,951	-3,975,915	90.2%

繰入金の内訳	診療所区分	繰入金		
		総額	(一般会計分)	(一財分)
	野田診療所	60,542,000	53,176,000	22,092,160
	北条診療所	45,242,000	42,799,000	17,811,883
	高柳診療所	64,833,000	57,443,000	23,484,246
	歯科診療所	25,474,000	16,752,000	6,781,711
	合計	196,091,000	170,170,000	70,170,000
		国事→国直	一般→国事	核燃料税交付金除く

特別調整交付金				オンライン診療モデル事業補助金	核燃料税交付金	過疎債
(国保事業勘定へ計上)				(一般会計へ計上)	(一般会計へ計上)	(一般会計へ計上)
運営費	7,366,000	整備費＋特別費用	0		31,083,840	0
運営費	2,443,000	整備費＋特別費用	0	0	24,987,117	0
運営費	6,812,000	整備費＋特別費用	578,000		33,958,754	0
運営費	8,403,000	整備費＋特別費用	319,000		9,970,289	0
	25,024,000		897,000	0	100,000,000	0
25,921,000						

歳 出

科 目	R 7年度 決算額	R 6年度 決算額	増減	対比	(内訳)野田診療所				(内訳)北条診療所				(内訳)高柳診療所				(内訳)高柳歯科診療所			
					R7年度	R6年度	増減	対比	R7年度	R6年度	増減	対比	R7年度	R6年度	増減	対比	R7年度	R6年度	増減	対比
1款 総務費	242,402,765	249,273,604	-6,870,839	97.2%	70,971,411	71,138,528	-167,117	99.8%	55,014,896	59,839,413	-4,824,517	91.9%	82,652,060	81,859,629	792,431	101.0%	33,764,398	36,436,034	-2,671,636	92.7%
施設管理費	242,090,180	248,884,367	-6,794,187	97.3%	70,848,673	71,021,272	-172,599	99.8%	54,901,816	59,673,553	-4,771,737	92.0%	82,617,080	81,826,269	790,811	101.0%	33,722,611	36,363,273	-2,640,662	92.7%
一般管理費	242,002,680	248,796,325	-6,793,645	97.3%	70,825,173	70,999,261	-174,088	99.8%	54,884,816	59,651,543	-4,766,727	92.0%	82,593,580	81,804,258	789,322	101.0%	33,699,111	36,341,263	-2,642,152	92.7%
人件費	89,146,742	90,742,373	-1,595,631	98.2%	24,391,636	23,869,057	522,579	102.2%	31,364,981	37,345,640	-5,980,659	84.0%	33,390,125	29,527,676	3,862,449	113.1%	0	0	0	---
運営費	152,855,938	158,053,952	-5,198,014	96.7%	46,433,537	47,130,204	-696,667	98.5%	23,519,835	22,305,903	1,213,932	105.4%	49,203,455	52,276,582	-3,073,127	94.1%	33,699,111	36,341,263	-2,642,152	92.7%
連合会負担金	87,500	88,042	-542	99.4%	23,500	22,011	1,489	106.8%	17,000	22,010	-5,010	77.2%	23,500	22,011	1,489	106.8%	23,500	22,010	1,490	106.8%
研究研修費	312,585	389,237	-76,652	80.3%	122,738	117,256	5,482	104.7%	113,080	165,860	-52,780	68.2%	34,980	33,360	1,620	104.9%	41,787	72,761	-30,974	57.4%
2款 医業費	42,029,004	47,408,077	-5,379,073	88.7%	13,183,657	13,317,823	-134,166	99.0%	9,581,318	12,661,919	-3,080,601	75.7%	16,615,259	17,474,948	-859,689	95.1%	2,648,770	3,953,387	-1,304,617	67.0%
医療用器材器具費	3,017,866	4,432,604	-1,414,738	68.1%	215,600	19,800	195,800	1088.9%	1,803,384	2,712,424	-909,040	66.5%	988,982	955,680	33,302	103.5%	9,900	744,700	-734,800	1.3%
医療用消耗器材費	3,701,115	3,962,758	-261,643	93.4%	1,005,055	852,079	152,976	118.0%	120,640	264,344	-143,704	45.6%	1,289,377	1,317,966	-28,589	97.8%	1,286,043	1,528,369	-242,326	84.1%
医薬品衛生材料費	35,310,023	39,012,715	-3,702,692	90.5%	11,963,002	12,445,944	-482,942	96.1%	7,657,294	9,685,151	-2,027,857	79.1%	14,336,900	15,201,302	-864,402	94.3%	1,352,827	1,680,318	-327,491	80.5%
3款 予備費	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---
歳 出 合 計	284,431,769	296,681,681	-12,249,912	95.9%	84,155,068	84,456,351	-301,283	99.6%	64,596,214	72,501,332	-7,905,118	89.1%	99,267,319	99,334,577	-67,258	99.9%	36,413,168	40,389,421	-3,976,253	90.2%

健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴う

国民健康保険制度の改正について

1 子どもに係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置の高校生年代までの拡充について（令和 9（2027）年 4 月から施行）

令和 4（2022）年 4 月から実施している未就学児分の均等割の軽減制度について、今回の法律の改正により、令和 9（2027）年 4 月から高校生年代まで拡充することとなりました。

(1) 現状及び見直しの趣旨

国民健康保険税は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されておりますが、その上で、低所得世帯に対しては、応益部分の軽減措置（7 割・5 割・2 割）が講じられております。

それに加えて、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、令和 4（2022）年度から未就学児に係る均等割をこれまで未就学児がいる世帯に対して一律に軽減してきました。

今回の法律改正で、子育て世帯の更なる経済的負担の軽減のため、高校生年代まで均等割の軽減を拡充するものです。

(2) 軽減対象人数等

今回の改正により、対象者数は全国で約 1 8 0 万人と見込んでおり、現在の対象である未就学児までの約 5 0 万人から約 1 3 0 万人の増加となります。

低所得者の応益分 7 割・5 割・2 割軽減に該当している世帯の場合、残る均等割の 5 割を軽減対象とするため、7 割軽減は 8. 5 割軽減、5 割軽減は 7. 5 割軽減、2 割軽減は 6 割軽減となります。

また、均等割軽減分を補填する公費の負担割合は、国 1／2、都道府県 1／4、市町村 1／4 となります。

2 妊娠・出産に対する支援の強化（公布日（令和 8（2026）年 6 月 5 日）から 2 年を超えない範囲で政令で定める日から施行）

(1) 出産育児一時金に代わる給付方式の導入

保険診療以外の分娩の基本単価を分娩費として国が設定します。また、保険者から医療機関へ直接給付（現物給付化）することで、妊婦に負担が生じないようにします。

なお、医療機関の選択により、当分の間、医療機関単位で現行の出産育児一時金の適用を受けることも可能とします。

(2) 全ての妊婦に対する現金給付の導入

(1)とは別に、保険診療の一部負担金など出産時の費用負担の軽減を図るため、出産時一時金として、全ての妊婦に定額の現金給付を行います。

3 高額療養費制度の改正（令和 8（2026）年 8 月、令和 9（2027）年 8 月の 2 段階で施行）

(1) 令和 8（2026）年 8 月施行分

ア 低所得者の負担に配慮しつつ、一人当たり医療費の伸びに応じて月額負担上限額（月間の高額療養費算定基準額）を見直し

イ 長期療養者や低所得者のセーフティネット機能を強化する観点から、多数回該当の金額を維持

ウ 年間の高額療養費算定基準額（年間上限）を新設

(2) 令和 9（2027）年 8 月施行分

ア 応能負担という観点に基づき、所得区分を細分化（課税の所得区分 4 段階を各区分さらに 3 つに細分化し、現行 7 段階から改正後 15 段階に）

イ 年収約 200 万円未満の課税世帯の被保険者等について、多数回該当の金額を引下げ

国民健康保険制度改革の推進

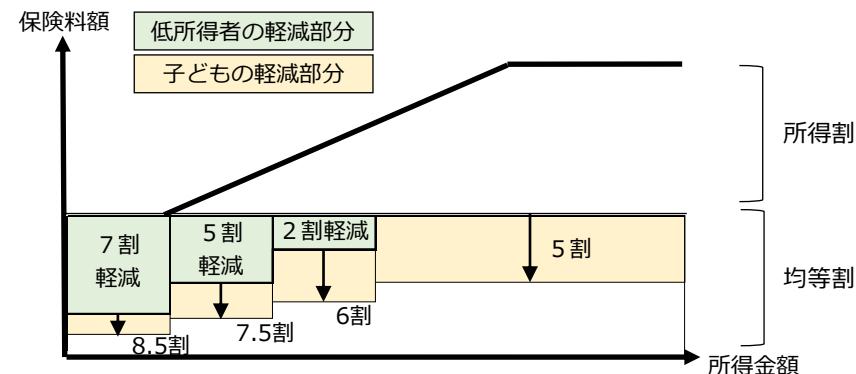
- 国民健康保険制度の持続的な財政運営、負担能力に応じた負担等の観点から、以下の見直しを行う。

(1) 子育て世帯の保険料負担軽減

- 令和4年4月から、未就学児に係る**均等割保険料**について、その5割を公費（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）により軽減する措置を講じているところ、**子育て世帯の更なる負担軽減**のため、**5割の軽減措置の対象を高校生年代**まで拡充する。

（参考）軽減対象者数

未就学児 ⇒ 高校生年代まで
約50万人 (+約140万人) 約180万人



(2) 国民健康保険組合に係る見直し

- ① 国保組合の定率補助について、**負担能力に応じた負担等**を進める観点から、**一定の水準に該当する国保組合（※）に例外的な補助率（12%、10%）を適用**する（原則は13%～32%）。

（※）補助率13%の区分に該当する国保組合のうち、以下の①～③の全てに該当する場合

- ① 保険料負担率（被保険者一人当たり保険料÷国保組合の平均所得）が低い
- ② 積立金が多い（かつ、被保険者数が3,000人以上（経過措置））
- ③ 医療費適正化等の取組の実施状況が低調

* その他、補助率を区分する所得基準及び各国保組合の平均所得の算出方法を見直す。

- ② **健康保険の適用除外となることで国保組合の被保険者となる場合の手続**（※）について、年金機構による承認を必要とせず、**申出を行う**ことのみで足りるものとし、国保組合における**事務手続の簡素化**、被保険者の資格情報管理における**タイムラグの解消**を図る。

（※）法人を設立する等により、本来、健康保険に加入する必要がある場合であっても、国保組合の事業運営の継続性の観点から、例外的に健康保険の適用除外により国保組合の被保険者となることが認められている。

(3) その他持続的な国保運営に向けた見直し

- 財政安定化基金の本体基金分（※）について、保険料抑制のための取崩しを認めるとともに、従来の積戻し期間（3年間）よりも長い期間での積戻しを可能とする。

（※）財政安定化基金は、国保財政の安定化のために各都道府県に設置されているもの。そのうち国費により造成された本体基金分は、現行では、保険料収納不足や保険給付費増による財源不足が生じた場合に活用することが可能となっている。

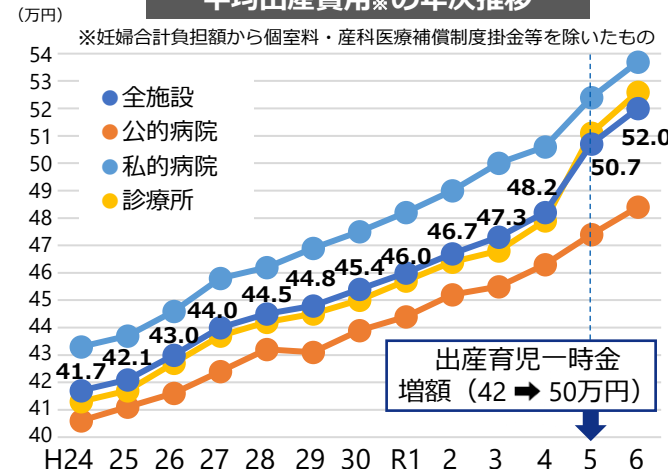
- 低所得者に対する保険料軽減判定の適正化等の観点から、保険者の異動を原因とする資格喪失日を1日前倒し、資格喪失の原因たる事実が発生した日を資格喪失日とする（令和7年地方分権提案関係）。

妊娠・出産に対する支援の強化

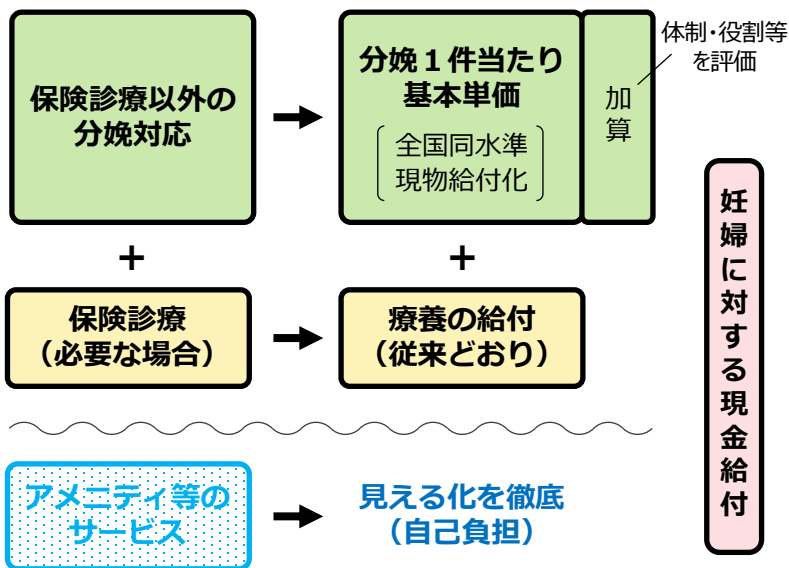
趣旨・概要

- 出産費用が年々上昇する中、現行の出産育児一時金は、支給額を引き上げてても妊婦の負担軽減につながらないという課題があり、妊婦の経済的負担の軽減を図るには、給付方式の見直しが必要。
- ①一次施設をはじめとした地域の周産期医療提供体制の維持
②見える化の徹底による、妊婦自身が納得感を持ってサービスを選択できる環境の整備を実現しつつ、出産の標準的な費用（保険診療以外の分娩対応の費用）に妊婦の自己負担が生じない仕組みとし、保険診療の一部負担金などのその他の費用にも一定の負担軽減が図られるようにする。

平均出産費用※の年次推移



新給付の適用施設（病院・診療所・助産所）



（1）出産育児一時金に代わる給付方式の導入

1. 分娩1件当たり基本単価の設定（現物給付化）

保険診療以外の分娩の基本単価を国が設定。

保険者から施設に直接支給（現物給付化）し、妊婦に負担が生じないようにする。

※ 具体的な給付水準は告示事項。施設の体制・役割等を評価して加算を設定。

2. 全ての妊婦に対する現金給付の導入

1. とは別に、保険診療の一部負担金など出産時の費用負担の軽減を図るため、全ての妊婦に定額の現金給付を行う。※金額は政令事項

3. 新たな給付方式の導入時期

施設を選択により、当分の間、施設単位で現行制度（出産育児一時金）の適用を受けることも可能とする。

※ その他、新制度の対象助産所・助産師を厚生労働大臣が指定・登録する仕組み等を設ける。

（2）サービスと費用の関係の見える化の徹底

妊産婦が自身のニーズに応じたサービス（お祝い膳等）を納得感を持って選択できるよう、施設が提供するサービスの内容・費用等に関する情報提供を義務付ける。

※ 施設を選択により、当分の間、施設単位で現行制度の適用も可能

高額療養費制度の見直しについて（イメージ）

自己負担限度額
(70歳以上・定額分)

(1) 長期療養者への配慮

●多数回該当(※)の据え置き

(※) 年収約370万円～約770万円の者の自己負担限度額

・年1～3回目：80,100円 + 1%

・年4回目以降：44,400円（多数回該当）

●患者負担に年間上限（年単位の上限額）を導入

(2) 低所得者への配慮

●住民税非課税区分の限度額の引き上げ率の緩和（①②）

●住民税非課税ラインを若干上回る年収層「年収200万円未満」の方の多数回該当の金額を引き下げ

(※) (4) と合わせて実施

- : 現行
- - : 月額限度額見直し（令和8年度）
- : 所得区分の細分化（令和9年度）
- : 年間上限の月額平均（令和8年度）
- : 多数回該当の金額（現行額を据え置き）

(4) 応能負担 →所得区分の細分化

(3) 一人当たり医療費の増 を踏まえた限度額見直し

140,000円

年間上限の月額平均
※多数回該当を下回る水準に設定

(5) 70歳以上外来の自己負担限度額（外来特例）の見直し

●応能負担の考え方を踏まえつつ、低所得者（①）には配慮（月額上限の据え置き）

●住民税非課税区分（②）に対して、新たに年間上限を導入。これにより、毎月現在の上限度額まで利用される方の負担は変わらない。（③④の年間上限額も同様の考え方にに基づき設定）

28万円
(年収約370万円)

53万円
(年収約770万円)

83万円
(年収約1,160万円)

標準報酬月額

住民税非課税世帯

高額療養費制度の見直しについて

所得区分	現行		R8.8～			R9.8～		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円～ (標報：127万円～)	252,600 + 1 % <140,100>	—	270,300 + 1 % <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—	342,000 + 1 % <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
約1,410～約1,650万円 (標報：103～121万円)						303,000 + 1 % <140,100>		—
約1,160～約1,410万円 (標報：83～98万円)						270,300 + 1 % <140,100>		—
約1,040～約1,160万円 (標報：71～79万円)	167,400 + 1 % <93,000>	—	179,100 + 1 % <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—	209,400 + 1 % <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
約950～約1,040万円 (標報：62～68万円)						194,400 + 1 % <93,000>		—
約770～約950万円 (標報：53～59万円)						179,100 + 1 % <93,000>		—
約650～約770万円 (標報：44～50万円)	80,100 + 1 % <44,400>	—	85,800 + 1 % <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—	110,400 + 1 % <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
約510～約650万円 (標報：36～41万円)						98,100 + 1 % <44,400>		—
約370～約510万円 (標報：28～34万円)						85,800 + 1 % <44,400>		—
約260～約370万円 (標報：20～26万円)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)	61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	28,000 (年21.6万)
約200～約260万円 (標報：16～19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
～約200万円 (標報：～15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—	36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000	15,700	180,000 (月額平均15,000)	8,000

(※ 1) 「～約200万円（標報：～15万円）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

(※ 2) 外来特例の対象年齢については、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現」について、「令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する」とされていることも踏まえ、高齢者の窓口負担の見直しと併せて具体案を検討し、一定の結論を得る。

高額療養費制度の見直しのポイント

- 高額療養費制度の見直しの基本的な考え方（令和7年12月16日 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会）を踏まえ、高額療養費のセーフティネット機能に鑑み、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮した見直しを行う。

（１）長期療養者への配慮

１．多数回該当の金額を据え置き

- －長期に継続して治療を受けている方の経済的負担を増加させない。

２．「年間上限」の導入

- －多数回該当に該当しない長期療養者の経済的負担にも配慮する観点から、新たに「年間上限」を導入。これにより、月単位の「限度額」に到達しない方であっても、「年間上限」に達した場合には、当該年においてそれ以上の負担は不要となる。

（２）低所得者への配慮

- １．住民税非課税ラインを若干上回る年収層である「**年収200万円未満**」の方の**多数回該当の金額を引き下げる**。
- ２．外来特例の限度額引上げの際、「**住民税非課税区分**」に**外来年間上限を導入**し、
年間の最大自己負担額（12ヶ月限度額を負担される方の負担額）を現在よりも増加させない。